

最終更新日：2009年1月6日14時28分グリニッジ標準時

レフワールド

難民決定支援のリーダー

表題	バングラデシュ- 国際的な信仰の自由に関する 2008 年レポート
発行元	米合衆国国務省
国名	バングラデシュ
発行日付	2008 年 9 月 19 日
オンラインサイト	米国国務省、バングラデシュ- 国際的な信仰の自由に関する 2008 年レポート、2008 年 9 月 19 日。オンライン。UNHCR レフワールド、以下において入手可能。 http://www.unhcr.org/refworld/docid/48d5cbf46b.html

バングラデシュ-国際的な信仰の自由に関する 2008 年レポート

民主主義・人権・労働事務局より発表

憲法はイスラム教を国教と規定している。憲法は、法律、公共の秩序及び倫理性の適用を前提として、あらゆる宗教を信仰し、実践し、または布教する権利を規定している。憲法はまた、全ての宗教的共同体あるいは宗派がその宗教法人を設立し、維持し、及び管理する権利を有する旨、明記している。政府は信仰の自由を公には支援している一方、本調査報告期間中、宗教的及び民族的少数派に対する攻撃は引き続き問題としてあり続けた。前回調査報告期間とは異なりアフマディー教団に対する抗議行動や包囲攻撃の試みに関する報告は無かったが、同教団に対する嫌がらせの事例が見られた。アフマディー教徒が非イスラム教徒である旨宣言されるべきであるとの要求が散発的ながら続いた。しかし、政府は一般的に、アフマディー教徒及び彼らの財産を保護するため効果的に行動した。宗教は政治に対して重大な影響を及ぼしており、政府はほとんどの市民が信奉しているイスラム教の意識に対して敏感であった。

本調査報告期間においては、政府による信仰の自由の尊重に関する情勢について全く変化は無かった。一般的に、市民は自ら選択した宗教を自由実践していた。それにもかかわらず、法と秩序の維持について、警察を含む政府の役人はしばしば無力であり、時には嫌がらせや暴力を受けた宗教的少数派の犠牲者支援への対応に遅れが見られた。政府及び多くの市民団体の指導者は、宗教的少数派に対する暴力行為の原因は、通常、政治的または

経済的な動機に基づいており、宗教上の信仰や関与だけに起因しているわけではない、としている。

本調査報告期間中に、宗教上の信仰やその実践に基づいた社会的虐待や差別に関する報告があった。ヒンドゥー教徒、キリスト教徒及び仏教徒の少数派は、多数派のイスラム教徒による差別や、時には暴力行為を経験している。アフマディー教徒に対する嫌がらせも、アフマディー教徒は非イスラム教徒である旨宣言されるべきであるとの要求と伴に、依然として継続された。

米国政府は、人権を促進する全体的政策の一部として、バングラデシュ政府と信仰の自由についての議論を交わしている。当局者との会合や公式声明書の中でも、米国大使館員は少数派の権利を保護するよう、バングラデシュ政府を促している。公式、非公式に、大使館は宗教的不寛容の行為を非難し、全ての市民に法律の適正手続きが保障されるよう、バングラデシュ政府に呼び掛けた。大使と代理公使は各地の宗教的少数派の共同体を数度にわたって訪問した。米国政府が後援した成功例であるが、米国籍の著名なイスラム教聖職者を訪問させ、その聖職者は聴衆に対して、寛容と男女の平等を支持するコーランの解釈を説いた。

第Ⅰ部 宗派の人口統計

国土の面積は 55,126 平方マイルで、人口は 1 億 5 千 4 百万人である。2001 年の国勢調査ではイスラム教スンニ派が人口の 89.7 パーセントを占め、ヒンドゥー教徒が 9.2 パーセントである。残りは主としてキリスト教徒(そのほとんどがローマ・カトリック)及び小乗仏教徒である。民族的少数派と宗教的少数派の共同体は、しばしば互いに重なり合ってチッタゴン丘陵地帯及び北部の地帯に集結している。仏教徒はその大部分がチッタゴン丘陵地帯の先住民族(非ベンガル人)に見られる。ベンガル人と民族的少数派のキリスト教徒は国土全体に渡って多くの地域社会で生活している；都市部では、例えば、ボリシャル市、ボリシャル管区のゴールナディ、ゴパルガンジのバニアールチャール、ダッカ管区のモニプリプラ、モハカールのクリスチャンパラ、ガジプールのナゴリ及びクルナ市である。また、イスラム教シーア派、シーク教徒、バハーイ教徒、精霊信仰者及びアフマディー教徒の人口も少数ではあるが存在している。彼らの推定人数は、集団ごと、数千から 10 万名と様々である。先住のユダヤ系共同体はなく、移民系ユダヤ人人口も顕著ではない。宗教は市民にとって、その共同体での帰属意識の重要な一部分であり、礼拝や宗教活動に積極的には参加していない市民にとっても同様である。

在留外国人として類別される個人の大部分は、帰国してきたバングラデシュ系移住者であ

り、彼らはイスラム教を実践している。コックスバザール周辺の南東地域には、イスラム教を実践する約 30,000 名のロヒンギャ難民が存在する。宣教師の人数に関する信頼できる推定の数字は存在しない。信仰に基づいた幾つかの非政府組織 (NGO) が同国で活動をしている。

第 II 部 信仰の自由の現状

法務/政策の枠組み

憲法はイスラム教を国教と規定しているが、法律、公共の秩序及び倫理性の適用を前提として、いかなる宗教であれ、それを実践し、信仰し、布教する権利を規定している。

2007 年 1 月にイアジュッディン・アーメド大統領は非常事態を宣言し、元バングラデシュ銀行総裁であったファクルッディン・アーメド氏率いる新選挙管理内閣を任命した。7 月、アーメドは、選挙改革と政治改革の実施後、2008 年末までに総選挙を実施すると発表した。

政府は信仰の自由を公式に支援している一方、本調査報告期間中、宗教的及び民族的少数派に対する攻撃や差別が継続して起こっている。

自ら選択した宗教を布教する権利が憲法により保証されているものの、地方当局や共同体はイスラム教徒を改宗しようとする活動に対してしばしば異議を唱えた。

一般的に、政府機関や裁判所は信仰の自由を保護した。政府はイマーム養成学校を運営し、イスラムの祭日を制定したが、説教の内容を頭ごなしに押し付けたり、僧侶を選んだりまたはお金を払ったり、あるいはマドラサと呼ばれるイスラム教神学校での宗教教育の内容を監視したりはしなかった。

2001 年以来、政府は過激主義者の恰好の標的となり得る宗教的祭事や行事の際、法執行機関の人員を決まって配置した。

シャリア（イスラム法）は正式には実施されておらず、非イスラム教徒に対しても課されてはいないが、イスラム教徒の共同体に関連する民事上の問題に対して影響力のある役割を果たしている。例えば、土地の所有権に関する問題を除く親族間の論争や他の民事上の問題の処理方法として、その関係者個人には代替の紛争処理が可能であった。両当事者の同意の下、調停者は紛争の解決のためシャリアの原則に則っている。加えて、イスラム親族法は大まかに言えばシャリアに基づいている。

2001 年、最高裁判所は、「ファトワ」として知られるシャリアに基づいた全ての法的裁定は違法である、との決定を下した。しかしながら、その決定に対して一部のイスラム教聖職者のグループにより起こされた不服申し立てのために、その禁止処置は実施されず、本調査報告期間の終了を迎えても、まだこの問題は未解決のままであった。

2008 年 3 月 8 日、選挙管理内閣の主席顧問は女性の開発政策を発表した。この発表は一部のイスラム教グループによる暴力的な抗議運動を引き起こした。彼らは、その政策が男女に平等の相続権を与えており、シャリア及び現行のイスラム親族法で示されている原則に反すると主張している。政府顧問(大臣)がこの主張に対して公式に反論したが、バングラデシュ政府は政策を再検討するためにイスラムの学者による委員会を立ち上げた。国立モスクの最上級宗教指導者を長とする委員会は、一連の政策変更を勧告した。しかしながら、バングラデシュ政府は本調査報告期間の終了時までにはその勧告に基づいた行動を何も取っておらず、女性の開発政策は未実施のままである。女性の権利擁護の活動家の中には、いかなる変更も伴わない政策の実施を要求し、政策の再検討を行う委員会を設置した政府を非難するものもいた。

イスラム教の伝統では、イスラム法の専門知識を有するマフティー（イスラム法学者）のみがファトワを宣告する権限を有することになっているが、時には村落の宗教指導者が個々の事案に関して宣告をし、ファトワを発することがあった。時には、これが、多くの場合は女性に対してであるが、道徳上の違反と見られた行為に対する司法管轄外の処罰に繋がった。

婚姻、離婚及び養子縁組に関する親族法は、関係者の宗教的信仰により、その適用には若干の相違があった。各々の宗教グループ毎に独自の親族法を有している。イスラムの男性は 4 人まで妻を迎えることができる。しかしながら、二人目以降の妻を迎える前には第 1 夫人の署名した承認が必要である。社会では一夫多妻制度は強く抑制されており、実際にはほとんど実践されていない。これと対比して、キリスト教徒の男性は一人の女性としか結婚できない。ヒンドゥー法の下では、無制限の数の妻が認められており、離婚及び法的離別に関する規定が無い一方、ヒンドゥー教の未亡人は合法的に再婚することができる。異なる宗教グループのメンバー間の婚姻に関し法的な制約は存在しない。婚礼の儀式やその手続きはその関係当事者の宗教の親族法に従って行われる。しかしながら、結婚した場合にはその旨当局への登録が必要である。

宗務省は宗教的及び文化的活動のために三つの基金を運営している。イスラム基金、ヒンドゥー教福祉信託、及び仏教徒福祉信託である。キリスト教徒の共同体は首尾一貫して自

らの宗教的問題に関する政府の関与を拒絶している。ヒンドゥー教福祉信託は 2008 年 6 月に終了する年度に、政府から総額 145 万ドル(9 千 800 万タカ)を受領し、その多くは寺院で開催されている読み書きや宗教のプログラムに支出された。また、この信託の資金は寺院の修理、火葬用積みまきの修繕、さらに治療の費用として極貧のヒンドゥー教徒の家族への援助に使われた。毎年実施されるプージャー信仰の祭事に約 36,000 ドル(2 百 50 万タカ)の政府資金が支出された。

1980 年代に設立された仏教徒福祉信託は、2008 年 6 月で終了する年度に政府から 42,500 ドル(3 百万タカ)を受領した。この信託の資金は、僧院の修理、仏教徒僧侶の養成プログラムの組織、及び仏教徒の仏誕祭の祭事に支出された。これらの資金がどのような比率で割り当てられ、配分されたかに関し、世論の批判は全く無かった。

政府はイスラム教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒及びキリスト教徒の主要な宗教的祭事や安息日を国の祝祭日として祝った。バングラデシュ・キリスト教協会は復活祭を国の祝祭日に加える旨の陳情をしたが、今までのところまだ成功していない。

非イスラム教の宗教団体は政府に登録することを求められていない。しかしながら、社会開発プロジェクトを進めるため外国から資金援助を受けている全ての NGO は、宗教的な活動を行う NGO も含めて、政府の NGO 事務局へ登録することを求められた。政府は、法的または受託業務義務に違反していると疑われる NGO に対して、その登録の取消や、海外資金の送金の阻止といった他の行動を取り、その活動を制限する処置を取ることができる。

政府系の学校では宗教の授業がカリキュラムの一部として教えられている。子供たちは自らの宗教的信仰が教えられているクラスへ通った。父兄の中には、政府が雇用している宗教の教師、特に少数派の宗教信仰を教えるクラスを指導する者は、自らが教授している宗教グループのメンバーでも無ければ、その宗教を教える資格も無い、と主張するものもいた。学校から離れた場所にある宗教教育のクラスに子供たちが通うのに、必ずしも十分な交通手段があるわけではないが、実際には、少数派宗教の生徒が在籍する学校は地元の教会や寺院と連携して、それらの教会や寺院が学校の時間外で宗教的教育を施せるようにしている。イスラム神学校の数はいくつかあり、その一部は政府により資金援助を受け、また、ある学校は民間から資金援助されている。政府が運営するキリスト教徒、ヒンドゥー教徒または仏教徒の学校は報告されていないが、民間の宗教学校を設立することは許可されており、国全体に渡って存在している。

信仰の自由に対する制約

憲法は、いかなる宗教であれ、それを信仰し、実践し、または布教する権利を規定している。しかしながら、改宗については社会的圧力がその妨げとなっている。外国人の宣教師は活動することを許可されているが、他の外国人居住者と同様、ビザの取得または更新に際し、数か月間の手続きの遅れにしばしば直面する。過去においては、イスラム教徒を他の宗教に改宗していると思なされた一部の宣教師が、1年有効の宗教的活動用ビザを更新することができなかった。外国人宣教師の中には、国内の治安部隊や軍の情報部が密接に自分たちの布教活動を監視していると報告する者もいる。

宗教的信仰に基づいて課される金銭上の罰は存在しない。しかしながら、宗教的少数派は選挙で選ばれる役職を含め、軍や政府の仕事を得るには不利な立場に置かれている。2008年1月に選挙管理内閣が刷新された際、唯一の非イスラム教徒の顧問を含む4名の顧問が辞職した。首席顧問は、その後、チッタゴン丘陵地帯のチャクマ族の代表であるラジャ・デバシッシー・ロイを国務大臣と同格の特別補佐役に任命した。ロイは仏教徒であったが、チッタゴン丘陵地帯省及び森林・環境省の責任を任された。首席顧問はまた、ヒンドゥー教徒のマニック・ラル・サマダーを特別補佐役に任命し、同氏は漁業・牧畜省及び科学・情報・通信技術省の任についた。しかしながら、一般的に、政府高官レベルに少数派共同体の代表がいない状況には変わりがなかった。一つの特筆すべき例外は、政府所有のバングラデシュ銀行であり、同行は上級幹部として約10パーセントの非イスラム教徒を雇用している。政府機関のための選定委員会は、しばしば少数派の代表を欠いていた。被雇用者は自らの宗教上の所屬について明らかにすることは求められないが、一般的にはその者の氏名によって判定されうるのである。

多数のヒンドゥー教徒が、現在は廃止されている既得財産法の下での差別により、失った土地を取り戻すことが出来ないでいる。同法は、旧東パキスタン時代に実施され、政府が「敵」（実際にはヒンドゥー教徒）の土地を収用することを可能とした。政府は、約2百50万エーカーの土地を収用し、国内のヒンドゥー教徒のほとんど全員に影響を及ぼした。2001年4月、議会は既得財産返還法を制定し、同法は、既得財産法の下で収用され、現在、政府の管轄下に置かれている土地について、元々の所有者またはその相続人が現在も居住する市民である場合、その土地を元々の所有者へ返還する旨、規定している。政府は2001年10月までに既得財産法の下で所有している土地のリストを用意するよう求められ、返還に関する請求はそのリストが発行された日から90日以内に提出されることとなった。2002年、議会は既得財産返還法の修正を行い、それにより、政府が既得財産を返還する際の期限が無くなり、賃貸する権利を含め、その土地の管理を地方政府の職員に委ねることとなった。本調査報告書期間の終了時現在、政府は未だそのような土地のリストを準備していない。

ダッカ大学の教授が行なった調査によれば、2001年以来、同年の「既得財産法」の廃止に

もかわらず、およそ 20 万のヒンドゥー教徒の家族が約 40,667 エーカーの土地を失っている。

イスラム親族法令の下では、女性の相続人は男性の親戚よりも相続する財産が少なく、妻は夫よりも離婚に関する権利が制限されている。独断的な離婚及び第一夫人の同意がないまま夫が妻を娶ることに対し、法は女性に一定の保護を規定してはいるが、その保護は一般的に、登録された婚姻にのみ適用される。農村地域においては、法に対する無知のため、婚姻はしばしば登録されないでいる。法令に従えば、イスラム教徒の夫は元の妻に 3 ヶ月分の扶養料を支払わなければならないが、しかしこの規定は必ずしも実施されていない。本規定の実施を促す社会的な圧力は希薄で、未処理の事件が多数あるために、裁判所を通じて補償を受けることは、不可能ではないものの、困難である。

信仰の自由に対する侵害

女性作家タスリマ・ナスリン氏は本調査報告期間中には海外に滞在していた。その間、同国のイスラム教徒の宗教的信仰を侮辱したとの申し立てに基づいた彼女に対する刑事告発は係争中であった。2002 年 10 月、裁判所は同氏不在のまま「イスラム教の名誉を傷つける意見」に対して 1 年間の禁固刑を科した。同氏の著書は禁書とされたが、街頭の行商人により堂々と販売されていた。

2008 年 3 月 15 日、ブラーマンバリア警察の公安課はアフマディー教団が宗教的集会を開催することを認めなかった。最終的には、上級幹部の介入により公安課がその異議を撤回したため、同集会は平和的に実施された。同様な事件が、2008 年 3 月 21 日にパンチャガール地区のシャルシリで発生している。

2007 年 9 月 17 日、日刊新聞プロトム・アロー発行の風刺週刊誌アルパンが風刺漫画を掲載し、それに対して一部の人々がイスラム教を冒涇していると見なした。幾つかの都市で抗議行動が起きた後に、政府は問題の版の販売を禁止し、その版の没収及び破棄を命じ、漫画家のアリフル・ラーマン氏を拘束した。その後、その漫画家は裁判所により釈放された。政府はデモ参加者が近づかないよう、プロトム・アローの事務所の保護策を講じ、また、イマームに対して公衆を静めるよう促した。プロトム・アローの編集長はその風刺漫画の発行について謝罪し、アルパン担当の編集長を解雇した。ラーマン氏とプロトム・アロー発行人のマッハフズ・アナム氏の解雇及び逮捕を要求する抗議は翌週も継続されたが、それに対して政府は何の行動を起こさなかった。

アルパンの事件に続いて、シャプタヒック 2000 が、かつて冒涇的であると見なされた詩を

発行した後、1974 年に国外逃亡した作家のダウド・ハイダー氏による記事を発行した。政府はシャプタヒック 2000 をすべて押収し、編集長は謝罪を表明した。

宗教を理由に投獄された者や拘留された者の報告は無かった。

強制的な宗教の改宗

強制的な宗教の改宗に関する報告は無かった。本項目には、米国から拉致あるいは不法に連行された未成年者の米国市民、あるいはそのような市民の米国への帰国拒否といった案件が含まれる。

信仰の自由の尊重に関する改善や前向きな動き

政府は、異教徒間の相互理解を促進させるための対策を講じた。例えば、政府首脳は宗教的祝祭日の前夜に平和を呼びかける声明を出し、祭事を妨害しようと企む者に対しては処置を講ずるとの警告を発した。警備要員の増員及び公式の声明を通じて、政府は、ドルガ・プジャ、クリスマス及び復活祭を含む、キリスト教徒及びヒन्दウー教徒の祝祭の平和的实施を促進した。

政府は、バングラデシュ異教徒間調和協議会を支援した。この組織は 2005 年に設立され、異教徒間の相互理解及び平和的共存の促進の任を負っている。このイニシアチブは、シャリア法の実施を求めるイスラム教過激派グループによる 2005 年秋の爆弾を使った軍事行動に対応する形で始まった。同組織は、宗教上の問題に関する対話や公開討論会を促すことに一役買っており、それらの活動のいくつかは地元のメディアに取り上げられた。

第 III 部 社会的虐待や差別

本調査報告作成の期間中、宗教上の信仰またはその実践に基づいた社会的虐待や差別の報告が見られた。宗教的集団間の衝突が時折発生した。宗教的少数派の共同体に向けられた暴力行為は継続され、その結果、人命や財産が失われた。しかし、それらの行為に対する動機は、宗教上の憎悪なのか、犯罪を意図したのか、あるいは財産上の争いなのか、しばしば明確ではなかった。宗教的少数派は、政治的エリートに対する影響力が比較的限られており、被害を受け易い立場にあった。多くの市民と同様に、彼らは、墮落で役に立たないとい一般的に見なされている刑事司法制度に訴えることについてしばしば否定的であった。警察は法と秩序の維持にしばしば無力であり、宗教的少数派の支援に対して時に対応が遅れた。このことは、そのような少数派に対して暴力行為を行っても処罰を受けることは無

いという雰囲気を増幅させた。しかしながら、異なった宗教上の信仰を实践する人々が、例えば結婚式といった互いの祭事にしばしば参加している。イスラム教シーア派の人々は、スンニ派からの妨害を受けることなく、自らの信仰を实践している。

民間部門において、宗教的少数派の人々が十分に存在していない、ということはない。

本調査報告書期間中に報告された宗教的少数派に対する事件には、殺人、強姦、拷問、礼拝施設への攻撃、家屋の破壊、強制立ち退きや、礼拝に使用される器具の冒涇が含まれる。これらの報告の多くは個々に立証されることが出来なかった。また、幾つかの祭事が反イスラム的であるという認識から、祝祭日にイスラム教徒同士が互いに攻撃しあうという事件も報告されている。政府は、そのような犯罪を調査し犯人を起訴することに時折、失敗するが、そのような者はしばしば地元のギャングのリーダーである。

ヒンドゥー教徒の共同体に対する攻撃は引き続いた。バングラデシュ仏教・ヒンドゥー教・キリスト教調和協議会によれば、2007 年 7 月から 2008 年 4 月迄の期間に、殺人が合計 58 件、寺院への攻撃や占拠が 52 件、土地の収奪が 39 件、及び強姦が 13 件あった。

国内の人権擁護団体であるアイイン・オー・シャリシュ・ケンドロ (ASK) は、その調査報告の一つの中で、ジョイプルハット地区法曹協会の副会長である弁護士ビーマン・チャンドラ・ボサーク氏が、2008 年 4 月 2 日の夜、ジョイプルハット地区の自身が居住する村において、8 名か 9 名のグループ(その内の 2 名は速攻活動部隊(RAB)の軍服を着用)によりひどく打ちのめされたと述べている。その報告によれば、ボサーク氏に対する攻撃は、ヒンドゥー教の神に奉納された土地の一部を占拠しようとした隣人のイスラム教徒に対して訴訟を起こした後に起きたとのことであった。地元の RAB 指揮官はこの件に関する部下の関与を否定した。

別の ASK の調査報告によれば、2008 年 2 月 7 日、ガジプール地区のカリアコイルにおいて非イスラム教徒のハロラル・コーチ氏が所有する家産の一部を 3 名のイスラム教徒の隣人が収奪を試みたとのことであった。同報告は、地元の警察がコーチ氏による公式の告訴の受理を拒否した、としている。

前回調査報告期間に比べ、軍部が広範囲に渡りヒンドゥー教徒を彼らの土地から立ち退きかせたとの報告は無い。前回調査報告期間では、軍部は軍部の野営地に隣接しているダツカ管区のミルプール地域の土地から 120 家族の立ち退きを試みたが、その 85 パーセントがヒンドゥー教徒であった。その土地の中には寺院も存在している。立ち退きは軍部が 1961 年に締結した土地の購入合意に基づき遂行されていた。その土地の所有者たちは法廷に土

地の買収と立ち退きについて異議の申し立てを行った。調査報告期間の終了時において、その案件は未だ係争中であった。

全国日刊紙のジャナカンタによれば、2008年3月20日、シェック・ナガール村のシーデスワリ寺院のヒンドゥー教女神マーティーを象徴する聖像がプージャー礼拝祭事の最中に破壊された。警察はその事件に関連し、一人を逮捕した。

地元のメディアの報告では、ファリドプール地区において2つのヒンドゥー教寺院と9つの聖像が破壊された。

2007年4月、モールビバザールのカトリック・カシア教団のリーダーらが、多数のカシア族が居住しているモンチャラハラ森林を監督する地元の森林局の職員による嫌がらせについて、地元の政府当局へ苦情を申し立てた。彼らは、地元のカトリック教団の長を含む、自分たちの共同体の人々に対して、脅迫を目的に数名の森林局の職員が虚偽の事件をでっちあげた、としている。2008年初めの、カシア族共同体のリーダー、森林局の職員及びクラウラ小区の職員による会合の結果、政府は、カシア族が自分達の土地に住みそして森林局の土地を占拠しない場合には、今後、カシア族に対する嫌がらせは起きないことを約束した。しかしながら、カシア族が政府の土地を占拠しているとして、カシア族に対する新たな事件を森林局が申し立てたため、紛争は現在も継続している。

本調査報告期間中、森林局は、国有の森林地域に居住している少数派の共同体に対する他の虐待の申し立てにも関与し続けた。2007年、政府は森林局の幹部数人を逮捕し、彼らを汚職の罪で告発した。この逮捕以降、森林に居住する先住民族に対する新たな告発は行われておらず、また嫌がらせも大幅に減少した。

キリスト教徒の共同体に対する嫌がらせや暴力行為の報告は本調査報告期間中、記録された。クリスチャン・ライフ・バングラデシュ(CLB)によれば、2008年4月12日、チッタゴン管区のラングニアで2名のキリスト教徒の男性が、ヒ素の汚染や子供の結婚、その他の社会悪への社会的意識を喚起するための映画を上映しようとしたところ、イスラム教原理主義者のグループのメンバーに攻撃された。

2007年9月6日、チッタゴン丘陵地帯に住み、その活動が禁じられている反政府グループ、シャンティー・バヒーニーのメンバーが、カグラチャハリ丘陵地区において、CLBの共同体啓蒙活動チームのメンバーであるチェンコ・マルマ氏を攻撃した。CLBの報告によれば、仏教徒が圧倒的多数を占めるシャンティー・バヒーニーは、マルマ氏の宗教上の信仰を理由にキリスト教徒の同氏を標的にした、とのことであった。別の事件では、地元のヒンドゥー

一教徒を改宗させたキリスト教伝道者の娘が、2008 年 4 月にマイメングシングにて複数のイスラム教徒の男性により強姦された、と CLB は報告している。

ニルファマリの北部地区では、2007 年 7 月 26 日に、警察が教会の牧師であるサンジョイ・ロイ氏を逮捕した。CLB の報告では、その牧師が 25 名のイスラム教徒をキリスト教へ改宗させたことに対して、暴徒が同氏に何らかの措置を講じるよう警察へ圧力を掛けたとのことであった。ロイ氏は 2 日間の勾留の後に釈放され、改宗した教徒の大部分はイスラム教へ復帰した。

人権擁護グループと新聞の報道によれば、道徳違反で非難された女性に対する私的制裁が農村地帯で起こっており、それらはしばしばファトワの下で実施され、鞭打ち刑といった刑罰を含むものであった、としている。ASK によれば、2007 年中、宗教指導者は 35 のファトワを宣告し、それらは、鞭打ち刑や他の身体的暴行から始まり、家族や共同体による村八分といったものまで、多岐に渡る刑罰を求めている。

約 10 万人のアフマディー教徒が存在し、その多くはダッカ及び他の幾つかの地方に集中している。主流派のイスラム教徒は一部のアフマディーの教えを拒絶しているが、大多数はアフマディー教徒が恐れや迫害を受けることなく信仰を实践する権利を支持している。しかしながら、彼らの教えを非難する人々によってアフマディー教徒は引き続き嫌がらせの標的となっている。

2004 年以来、インターナショナル・カトメ・ナブワット・ムーブメント・バングラデシュや、その分派であるカトメ・ナブワット・アンドロン・バングラデシュ (KNAB) のような反アフマディーを唱える過激派は、アフマディー教徒が非イスラム教徒であることを宣言する法律を政府が制定するよう公然と要求している。政府はその最終的申し入れを拒否し、抗議者をすべてのアフマディーの建物から安全な距離まで遠ざけることに成功した。2007 年 1 月の非常事態宣言以来、反アフマディー集団はデモを実施していない。しかしながら、アフマディー教徒に対する差別は継続されている。2007 年 8 月 24 日、クシティアの地元当局はアフマディー共同体がそのモスクの中で宗教の授業を運営することを差し止めた。

2006 年 12 月、アワミ連盟が暴力的なイスラム教過激派と結びつきのあるイスラム教徒分派グループのバングラデシュ・ケラファット・マジュリッシとの間に選挙協定を締結した際、アワミ連盟の支持者である少数派や進歩主義者の多くは動揺した。その協定は、将来のアワミ連盟主導の政府が、いくつかのファトワ及び預言者ムハンマドは最後の預言者である旨の公式の宣言を認めることに専心する、というもので、アフマディー共同体に対する直接的な挑戦を意味している。アフマディー教徒及び進歩的な市民は、その協定を政治的な

ご都合主義であり、アワミ連盟の主義主張の中核とは矛盾している、と非難した。そのような非難及び党幹部間でのあからさまな反抗に続き、アワミ連盟は非常事態宣言の発令後、静かにその協定を無効とした。

第 IV 部 米国政府の政策

米国政府は信仰の自由について、バングラデシュ政府の全てのレベルの役人だけでなく政党の指導者や宗教的共同体及び少数派共同体の代表者と議論を行なっている。本調査報告期間中、米国大使館は、全ての民族的、宗教的共同体が完全に参加した、自由で公正で信頼のできる国会選挙を 2008 年末までに実施することの重要性について強調した。大使館は引き続き、宗教的、民族的少数派の権利を含む、人権について懸念を表明し続けた。大使館員は各地に赴き、宗教的少数派に関連する問題を含む人権問題について調査を行い、市民団体のメンバーや、NGO 諸団体、地元の宗教指導者及び他の市民とも会って、次の選挙期間中に発生が予測される暴力行為の懸念について議論を重ねた。大使館員はまた、宗教的少数派の権利を保護する未然防止策を講じるよう法執行機関に促した。

大使館及び同国を訪問している米国政府の役人は、少数派共同体の下を定期的に訪れ、彼らの懸念を聴取し、また支持を表明した。

大使館は、学校やその他のプロジェクトの許可に必要な事務手続きの助言に関し、米国の信仰に基づいた救援組織を援助した。バングラデシュ政府は、そのような議題についての話し合いに前向きで、問題の解決に協力的であった。大使館はまた、これらの組織がビザに関する問題を解決する際、内務省における仲裁役としての役割を果たしている。

大使館は、イスラム教宗教指導者のための訓練プログラムを作成し、発展させるよう宗務省を通じてバングラデシュ政府に促している。初期の試験的なプログラムの後、米国政府は、他のテーマと伴に人権及び男女の平等について宗教指導者向けのオリエンテーションを実施した。3 年連続で、米国政府は、著名な米国籍のイスラム教聖職者が各地を訪問し、講演できるようその訪問の後援をしている。その聖職者は北東部のラジシャヒ市を訪問し、またダッカ市のグループに向けても、宗教的な寛容と自由を支持し、男女の平等を促進するコーランの解釈についての講演を行なった。

本調査報告期間中、米国政府はバングラデシュ政府の役人との会合において、信仰の自由、特にチッタゴン丘陵地帯の人々が直面している問題をその議題とし続けた。大使館職員は、本調査報告期間中に丘陵地帯を訪問し、政府の上級職員と会い、少数派の待遇に関する懸念を伝えた。

米国によって支援されている民主主義と統治のプロジェクトには、寛容と少数派の権利が
その要素として含まれている。